

議案第51号

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

附則第22項の見出しを削り、同項の前に見出しとして、「（新型コロナウイルス感染症に係る減免の特例）」を付し、同項中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同項の次に次の1項を加える。

23 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、第21条第1項第3号の減免に係る申請であって、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少に伴うもの（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する令和3年度の国民健康保険税について行うものに限る。）は、第21条第2項の規定にかかわらず、市長が規則で定める方法によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年5月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第52号

安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例

安曇野市介護保険条例（平成17年安曇野市条例第138号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の見出しを削り、同項の前に見出しとして、「（新型コロナウイルス感染症に係る減免の特例）」を付し、同項中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同項の次に次の1項を加える。

- 8 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、第11条第1項第5号の減免に係る申請であって、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）の到来する令和3年度介護保険料について行うものに限る。）は、第11条第2項の規定にかかわらず、市長が規則で定める方法によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年5月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第53号

安曇野市入学準備金貸付基金条例の一部を改正する条例

安曇野市入学準備金貸付基金条例（平成28年安曇野市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「月賦払い」を「月賦払」に、「修学期間」を「入学から6年」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、高等学校は修学期間を限度とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の安曇野市入学準備金貸付基金条例の規定は、この条例の施行の日以前になされた申請に係る入学準備金の貸付けについても適用する。

令和3年5月31日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘